

子家発 0830 第 1 号
平成 30 年 8 月 30 日

各
〔 都 道 府 県 指 定 都 府 市 中 核 市 〕 児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

児童虐待への対応における警察との情報共有に係る留意事項について

日頃より、児童虐待防止対策の推進について、格段の御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
児童虐待への対応については、児童相談所や市町村が関係機関と緊密に連携し、子どもの安全確保を最優先に行うことが重要です。子どもの生命・身体の保護を責務とする警察との連携強化については、「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」（平成 30 年 7 月 20 日付け子家発 0720 第 2 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知。以下「連携強化通知」という。）等により推進しているところですが、連携強化通知で示した児童相談所及び市区町村から警察に対する情報提供等における留意事項を下記のとおりまとめましたので、御了知いただくとともに、管内の児童相談所及び市区町村への周知をお願いします。

なお本通知については、警察庁生活安全局少年課と協議済みです。

記

1 警察への情報提供後の連携について

児童虐待事案について警察と情報共有を行う目的は、情報共有を契機として警察と連携し、子どもの安全確認を確実にを行うとともに、安全確保や必要な支援の実施につなげることです。警察へ情報提供を行った後の支援等において円滑に連携が図られるよう、単なる情報提供にとどまることなく、要保護児童対策地域協議会等も活用し、児童相談所や市区町村の支援の方針等を警察とも共有し、方向性を一にした対応をとることが重要です。

情報共有後の児童相談所及び警察それぞれの対応や連携方策も含めた情報共有の在り方について協定等を結ぶなど、協議・取決めを行うほか、研修の実施等により円滑な連携が図られるよう努めてください。

2 子ども本人が警察への情報提供を拒否している場合の対応について

子ども本人が警察への情報提供を拒否している場合にあつては、情報提供の内容、時期、子どもへの説明方法等について検討を行い、子どもに対し丁寧な説明を行うなど、子どもの意思に十分配慮した対応に努めてください。情報提供に際しては、子どもが警察への情報提供に消極的であることやその理由等を確実に伝達し、警察における適切な対応に資するようになしてください。

以上